第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

障がいの有無に関わらず、全ての市民は、一人ひとりが主権者であるとともに、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されなければなりません。そのために、優しさと思いやりにあふれ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民が主体的に相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に努めなければなりません。

第３次上田市障がい者基本計画は、障がいのある人を支援の対象としてのみ捉えるのではなく、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自立と自己実現を支援するとともに、社会参加を制約している社会的障壁*を除去するため、上田市、関係機関・各種団体、市民が連携・協働して取り組む障がい者施策の基本的な方向性を定めるものとします。

２　基本的な視点

⑴　基本的人権が尊重され、障がいを理由とした差別的な扱いや虐待、不利益を受けることのない社会の実現に向けて障がいに対する理解の普及及び権利擁護を推進すること

⑵　障がいの有無や年齢、性別や国籍等により分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、地域住民やボランティアなどの活動による支え合いを重視すること

⑶　就労や教育など、あらゆる分野においてアクセシビリティ*の向上を目指し、合理的な配慮*が提供されること

⑷　支援は、障がい者が直面するその時々の困難の解消だけに着目せず、自立と社会参加の支援を目指して行われること。

⑸　障がい特性、特に外見からは分かりにくい障がいが持つ特有の事情に配慮すること。

⑹　コミュニケーション手段の選択の機会の確保及び利用の促進が図られること。

用語「○○○○*」は第３編に解説あり

３　計画の推進体制

⑴　市民参画の推進と地域資源の有効活用

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくことができる環境づくりを進めていくためには、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、障がい福祉サービス*の提供事業者、ボランティア団体などによる支援や地域住民の協力、地域との関わり合いが重要です。障がい者団体やボランティア団体、ＮＰＯ*法人などの自主的な活動を積極的に支援するとともに、市民・行政・関係機関・団体などがそれぞれの役割を果たし、相互に連携して障がいのある人を地域で支える体制づくりを推進します。

⑵　人材の育成と資質の向上

障がいのある人の自立を進めるためには、障がい福祉サービス*などに係る人材を質・量ともに確保することが重要です。

障がい福祉サービス*や相談支援が適切に実施されるよう、県などの関係機関と連携を図り、障がい福祉サービス*の提供事業者などの専門職の確保に努めるとともに、相談支援従事者などのサービスの提供に関わる人材の育成及び資質の向上に努めます。

⑶　幅広い分野の関係機関との連携

障がいのある人を支援する施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境などさまざまな分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がい特性やライフステージ*に応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

また、計画の実効性を確保するため、関係機関の意見を聴くとともに、法律の改正など社会情勢の変化に応じて推進体制などの見直しを行います。

用語「○○○○*」は第３編に解説あり

４　重点施策・事業

(1)　障がいへの理解の促進と普及啓発

【課題】

○ 障がいに対する理解の促進
○ 意思疎通手段等の利用促進
○ 成年後見制度*の周知と利用促進

【主な取組】

○ 各種講演会や学習会の開催による啓発
・出前講座等による制度広報　　・職員向け研修の開催
○ 意思疎通手段の利用促進
・市民向け手話講座の定期開催
・電話リレーサービス*及びコミュニケーション支援アプリケーション等の導入検討
○ 成年後見制度*の積極的な利用促進
・セミナー、後見人交流会等の開催　　・中核機関*の設置協議
○ 広報誌や行政情報番組での啓発
・障がい者週間に関連付けた広報
・障がい福祉制度のしおりや市ホームページの活用

【目標】

①　市民向け手話講座の参加人数（延数）

令和元年度	→	令和８年度
０人		１００人／６年

うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例*に基づき、積極的に意思疎通手段である手話言語の普及に取り組むため、市民の手話講座への参加を促します。

②　地域連携ネットワーク*の構築及び中核機関*の設置

令和元年度	→	令和８年度
未構築・未設置		構築・設置

権利擁護を必要とする人の早期発見と早期支援のための地域連携ネットワーク*の構築とともに、成年後見制度*の利用促進を担う中核機関*の設置を目指します。

用語「○○○○*」は第３編に解説あり

(2)　住み慣れた地域で暮らすための支援の充実

【課題】

○ 相談支援体制の確保とアウトリーチ*への対応
○ 医療的ケア児者*への支援の拡充
○ アクセシビリティ*の向上とバリアフリー*の推進
○ 防災・減災・災害時支援の拡充

【主な取組】

○ 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築
　・上小圏域基幹相談支援センター*業務委託事業の継続
○ 地域生活支援拠点*の整備及び機能拡充
　・緊急ショートステイ事業の実施
　・地域定着支援サービスの利用促進、地域定着支援台帳の整備
○ 医療的ケア児者*への支援の拡充
　・「医療的ケア児等支援連携推進委員会」での協議
○ バリアフリー*化の推進
　・公共施設のバリアフリー*化、無電柱化、道路改良等
　・住宅のバリアフリー*化改修費の助成
○ 市ホームページのアクセシビリティ*の向上
　・日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」*の「適合レベル A 及び AA」を満たす運用
○ 防災・減災・災害時支援の拡充
　・災害時要援護者登録制度*（住民支え合いマップ*）の利用促進
　・福祉避難所*の整備に向けた協議

【目標】

①　地域定着支援台帳整備数（実人数）

令和元年度		令和８年度
１３０人	⇒	４００人

地域定着支援は、障がい者の単身世帯へ定期的に訪問相談を行うサービスであるほか、緊急時においても安否確認や訪問支援を行うため、地域で生活する上で欠かせないサービスの一つであることから、当該サービスの利用（台帳登録）を促します。

用語「○○○○*」は第３編に解説あり

(3)　障がい児への切れ目のない支援

【課題】

○ 乳幼児期からの障がいの早期発見と早期支援
○ 発達障がい*児への支援の充実
○ 学校や放課後等における支援の充実

【主な取組】

○乳幼児健診の充実
・乳幼児自閉症チェックリストの導入と健診後の相談体制の充実
○相談及び家族支援（発達相談センター*）
・臨床発達心理士・保健師・作業療法士・言語聴覚士及び専門医師による個別相談
・ペアレントトレーニング*の実施
○特別支援教育*支援員やボランティアの配置
・各学校の状況に応じて特別支援教育*支援員やボランティアを配置
○能力向上と社会参加への支援
・ぷれジョブ*活動への支援　　・ソーシャルスキルトレーニング*の充実
○放課後等の社会資源の開発
・放課後等デイサービス事業所の確保　　・医療的ケア児コーディネーター*の配置

【目標】

①　放課後等デイサービス事業所数

令和元年度	令和８年度
９か所	１２か所

需要増による社会資源不足及び地域間格差を補うため、身近な地域でサービスが受けられるように、放課後等デイサービス事業所数の増加を目指します。

②　医療的ケア児コーディネーター*の配置人数（延数）

令和元年度	令和８年度
０人	３人

医療的ケア*が必要な児童の地域移行や就学において重要な役割を担うことが期待されるコーディネーターの配置を促進します。

用語「○○○○*」は第３編に解説あり

⑷　障がい者の経済的自立支援

【課題】

○ 障がい特性に応じた多様な就労環境の確保
○ 福祉施設からの優先的、積極的な物品等の調達
○ 障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止

【主な取組】

○ 多様な就労環境の確保
・就労移行支援事業、就労継続支援事業
○ 農福連携*の推進
・農福連携コーディネーター*の配置
○ 就労に対するサポート
・トライアル雇用事業*　　・職場適応援助者（ジョブコーチ*）による支援
・就労定着支援サービスの活用
・精神・発達障がい*者職場定着促進事業
○ 障がい者就労施設からの物品等の調達
・物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設などから優先的･積極的に購入
○ 法定雇用率の遵守
・不当な差別的取り扱いに対するハローワークと連携した指導
・障がい者雇用の法定雇用率達成

【目標】

①　福祉施設から一般就労への移行者数（延数）

令和元年度		令和８年度
１６人／年	⇒	１２０人／６年

障がい者を一般就労へ結び付けることは国においても重要課題に位置づけていることから、毎年２０人程度の移行を目標とします。

②　障がい者就労施設からの物品などの調達

H27～R 元平均		令和８年度
5,475 千円	⇒	10,000 千円

市の物品などの調達・役務の提供での障がい者就労施設への発注を増やします。

用語「○○○○*」は第３編に解説あり